

栃木県県土整備部新技術活用制度要綱

(目的)

第一条

県内の民間企業及び大学等の研究機関が開発した新技術の内、本県に本社を置く企業、又は本県の工場で新技術を生産する企業(以下「本県企業等」という。)が開発した新技術を県が登録するとともに、ホームページ等で紹介し、安全性・コスト縮減・環境負荷低減等の観点から工法比較の対象として利用拡大できる環境を整備することにより、本県企業等の技術開発の活性化を図ることを目的とする。

(新技術の定義)

第二条

この要綱でいう「新技術」とは、本県企業等で開発された建設技術の内、次の各号に掲げる観点から工事目的物の性能向上に効果が期待できる新工法・新製品で、県の土木工事標準積算基準書等で規定されていないものをいう。

- 一 ライフサイクルコストの縮減
- 二 工期の短縮
- 三 施工の安全性の向上
- 四 環境への負荷の低減
- 五 景観への配慮
- 六 工事の品質向上
- 七 その他、施工現場が抱える技術的課題の解消策

(登録の対象)

第三条

この要綱で登録する新技術は、本県企業等が開発又は生産した新技術のうち、次の各号のいずれかに該当するもので、施工実績のあるものとする。

ただし、開発より5年以内のものに限る。

- 一 栃木県土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書(国土交通省監修)、公共建築改修工事標準仕様書(国土交通省監修)及びJIS規格等の基準に適合するもの
- 二 新技術情報提供システム(NETIS)に登録されているもの
- 三 その他、他部局、又は他の公的機関により、性能、規格等の証明を伴う制度等により認定等されているもの

2 上記にかかる新技術が共同開発の場合は、主たる開発者が本県企業等の場合に限る。

(申請)

第四条

新技術の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)を県土整備部長に提出しなければならない。

- 2 申請は随時受け付ける。ただし、郵送及びEメールでの申請は受け付けない。
- 3 申請内容に関し必要がある場合には、申請者に対しヒアリングを行う。

(審査・登録)

第五条

申請書類を受理したときは、新技術普及推進検討会にて審査し、登録することが適当と認められた新技術については、県新技術情報データベースに登録し、県のホームページで公表する。

- 2 登録の期間は5年間とする。

(利用促進)

第六条

登録された新技術については、設計計画段階において適宜比較検討の対象とする。なお、業務委託をする場合、業務委託共通仕様書第1209条「設計業務の条件」に基づき、適宜比較検討の対象とする。

附則

この要綱は、平成19年4月1日より実施する。